

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第61号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和34年鳥取市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第1項第1号中「額」を「期間」に改め、同条第2項第2号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に、「公益的法人等派遣」を「同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、公益的法人等派遣」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第17条の3第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。